

日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2018-002 事件

競技者氏名： X

競技種目： レスリング競技

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 31 年 2 月 22 日
日本アンチ・ドーピング規律パネル
副委員長 山内 貴博

山内 貴博

聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 30 年 10 月 18 日、同年 12 月 15 日及び平成 31 年 2 月 22 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 31 年 2 月 22 日

山内 貴博 山内 貴博

塚越 克己 塚越 克己

村山 正博 村山 正博

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日である平成 30 年 6 月 16 日から暫定的資格停止期間の開始日である同年 8 月 16 日までに獲得された競技者のすべての個人成績（明治杯平成 30 年度全日本選抜レスリング選手権大会における競技成績を含むがこれに限られない。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.4 項により、平成 30 年 8 月 16 日以降本日まで競技者に課されていた暫定的資格停

止は取り消し、競技者に対し資格停止は課さないこととする。

〔理由〕

- 平成30年6月16日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質アセタゾラミド (acetazolamide) は、2018年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S5.利尿薬および隠蔽薬」において禁止物質とされているため、本規程2.1項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後B検体についての分析を要求したが、同様にアセタゾラミド (acetazolamide) が検出された。なお、競技者は、本聴聞会（暫定聴聞会を含む）において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関し争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程2.1項（競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカが存在すること）の違反が認められ、同9条及び同10.8項に基づき、検体採取の日である平成30年6月16日から暫定的資格停止期間の開始日である同年8月16日までに獲得された競技者のすべての個人成績（明治杯平成30年度全日本選抜レスリング選手権大会における競技成績を含むがこれに限られない。なお、当該競技大会を「本件競技大会」という。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞（もしあれば）はいずれも剥奪される。
- また、上記検出物質は「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」でもあるところ、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、本件の競技者が、上記検出物質を意図的に摂取したとは主張しておらず、本聴聞パネルも、本件の競技者が、上記検出物質を意図的に摂取したとは認められないと判断する。
- そこで、問題は、本規程2.1項違反についての競技者の過誤又は過失の存否及びその程度である。JADA 代理人弁護士及び担当者、競技者本人、競技者代理人弁護士及び競技者が所属する競技団体のコーチ等関係者の各証言、競技者から提出された各証拠書類及び証拠物、JADAから提出された各証拠書類（ドーピング・コントロール・フォーム等）並びに本聴聞会の全趣旨によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 競技者は、高等学校1年生時にレスリングを始め、大学を経て、大学卒業後もレスリングを継続しており、競技歴は10年目である。競技者は過去に5～6回ほどドーピング検査を受けており、禁止物質が検出されたことはなかった。アンチ・ドーピングに関する教育は、過去に複数回受けている。
 - (2) 競技者は、聴聞会において、上記検出物質を意図的に摂取したことはなく、競技者の減量も順調に推移していたことから、利尿薬としても隠蔽薬としても、上記検出物質を摂取する必要もなかったと陳述した。
 - (3) 競技者は、本件競技大会約2週間前からの行動と摂取していた食品等を記載した行動一覧表を作成し提出した。同書面には、上記検出物質を摂取した可能性を伺わせる記載はない。
 - (4) 競技者は、日本において上記検出物質が含まれる医薬品は1種類のみであるところ、過去一度も当該医薬品を処方されたことはなく、服用もしたことはないと主張している。
 - (5) 競技者は、検体採取の日である平成30年6月16日から遡って2～3日以内に上記検出物質が体内に侵入した可能性が高いものと考え、その間に摂取した医薬品及びサプリメント等が上記検出物質を含有していた可能性があるかについて、医薬品添付文書、成分

表示、医薬品を処方した医師への問い合わせ、検査機関に依頼した成分解析等の手法により調査した。

- (6) そして、平成31年2月22日に開催された3回目の本聴聞会までに、競技者は、検体採取の日である平成30年6月16日当日に摂取した医療用医薬品である胃腸薬と同一種類の胃腸薬（以下「本件胃腸薬」という。）のサンプルから上記検出物質が検出されたとの検査機関による調査結果を提出した。
 - (7) 本件胃腸薬の添付文書には、上記検出物質を含有するとの記載はない。
 - (8) 競技者代理人弁護士、競技者が所属するチーム所属のコーチ及び同チームの帯同医師の陳述（陳述書等による陳述を含む）によれば、帯同医師は、試合当日まで食事制限等により減量していた選手が、体重測定の後急に食事をしてしまうと胃腸に負担がかかってしまうため、その負担を軽減するためのものとして、かねてから希望する選手に対し本件胃腸薬を処方していたこと、平成30年6月16日の検体採取の日にも、帯同医師は、本競技者を含む複数の選手に本件胃腸薬を渡し、本競技者はそれを服用したこと、本競技者に暫定的資格停止が通知された後に競技者代理人弁護士の事務所において行われた本件に関する検討会議の際に、競技者が所属するチーム所属のコーチが、帯同医師から預かっていた本件胃腸薬のパッケージ（複数の本件胃腸薬が入っていた。）を持参し、競技者代理人弁護士は、そのパッケージから取り出された本件胃腸薬2包を同人の事務所で保管していたこと、そして、検査機関に分析のため送付した本件胃腸薬のサンプルは、法律事務所に保管していた2包のうちの1包であったことが認定できる。
 - (9) 検査機関による調査結果書には、検査対象は「sealed packet of 1g powder」すなわち「1グラムの粉が密封された小さな包み」であるとの記載がある。なお、同じ検査機関が分析した別の医薬品に関する調査報告書には、検査対象は「sealed packet of two capsules (one side partially opened)」すなわち「2個のカプセルが密封された小さな包み（一方の側は一部開封）」と記載されている。
 - (10) 競技者及び競技者代理人弁護士は、保管していた本件胃腸薬のサンプルのうち検査に用いなかった残りの1包と、検討会議の際にコーチが持参した本件胃腸薬のパッケージを本聴聞会に持参したが、本パネル委員が目視した限りでは、開封等の形跡は見られなかった。
- ・ 以上の証拠に鑑みれば、上記検出物質は、競技者が検体採取の日に摂取した本件胃腸薬に由来するものであると認められる。また、検査対象とされた本件胃腸薬が選定された経緯、検査対象のサンプルが開封等されていた形跡はなかったこと、並びに本聴聞会に持参された本件胃腸薬及びパッケージにも開封等されていた形跡は見られなかったことからすると、検査対象となった本件胃腸薬が検出物質を含有していたことにつき、競技者又は競技者関係者の何らかの関与があったとは認められない。
 - ・ したがって、例外的状況として、競技者には、本規程2.1項の違反につき過誤も過失もないものと認められる。よって、本規程10.4項により、平成30年8月16日以降本日まで競技者に課されていた暫定的資格停止は取り消し、競技者に対し資格停止は課さないこととする。なお、本規程10.5.1.2項は、検出された禁止物質が汚染製品に由来したときであって、競技者が「重大な過誤又は過失がないこと」を立証できる場合は、資格停止期間は、競技者の過誤の

程度により、最短で資格停止期間を伴わない譴責とし、最長で2年間の資格停止期間とするものとするを定めているが、本件胃腸薬は医師が関与する医薬品であり、競技者に過誤も過失もないものと認められる以上、本規程10.5.1.2項は適用されないものと解する。
以上より、上記の決定をするに至った。

以 上